

施設利用上の心得

- 1 利用許可書は、文化センター利用の際携帯し、係員の要求があったときは提示してください。
- 2 許可された時間は準備、後始末の時間を含みますので注意してください。
- 3 文化センターの利用の権利は、第三者に譲渡又は転貸をすることはできません。
- 4 既に納入した使用料及び冷暖房料並びに実費徴収金は、条例に定めのあるもの以外は還付できません。
- 5 施設及び備付物件等の利用に当たっては、すべて係員の指示に従ってください。
- 6 施設利用後のゴミ等はお持ち帰りください。
- 7 施設内及び敷地内の場所は清潔に利用し、指定された場所以外では火気の使用及び喫煙をしないでください。
- 8 許可なく施設内及び敷地内において指定された場所以外では飲酒、飲食をさせないでください。
- 9 許可なく施設内及び敷地内において看板及びポスター類を掲示しないでください。
- 10 許可なく施設内及び敷地内において物品の配布及び販売若しくは飲食物の提供、広告宣伝及び寄附募集行為はしないでください。
- 11 利用者は、文化センター施設内及び敷地内の秩序を保持するため、必要に応じて整理員等を配置してください。
- 12 下駄及び泥靴、スパイク付靴等での入場はしないでください。
- 13 騒音を発し、暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為はしないでください。
- 14 施設及び付属設備、備付物件等を破損、汚損又は滅失したときは、何人の行為であっても利用者はその損害を弁償していただきます。
- 15 利用者が搬入した物品等の保管は、利用者の責任において管理してください。
- 16 利用時間は正確に守り、利用前後には必ず係員に申し出てください。
- 17 その他不明な点は係員に連絡し、その指示に従ってください。
- 18 利用上の問い合わせは、文化センター事務室（電話2-2218）に申し出てください。